



&lt;PROFILE&gt; 平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業本質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

<現在> 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

### 相談事例

## 忘年会・新年会でのセクハラ・パワハラには、 会社に責任があるか？

その1

**A** **Q**

当社では、毎年12月に親睦会主催の忘年会があり、1月には新年会もあります。家庭を持つ女性社員もほぼ全員が参加していますが、いつもお酒が回り始めると羽目を外した男性社員の行きすぎた言動があり、女性社員の中にはセクハラだと訴える者も出てきます。終業後に、親睦会行事で実施している忘年会や新年会でも会社に責任はあるのでしょうか？

勤務時間外の「宴会」などであっても、実質上職務の延長と考えられるものは「職場」に該当します。その判断に当たつては、職務との関連性、参加者が強制的か任意かといったことを考慮して個別に行う必要があります。

(忘年会での、セクハラ行為について会社の使用者責任を認めた判例にY社セクハラ事件(広島地裁 平19・3・13判決)

がありますので、ご紹介します。

### Y社セクハラ事件 広島地裁 平19・3・13判決

#### 事件の概要

原告らは、被告Y社(以下「被告会社」という。)の従業員であるが、原告らの上司である被告Y1、被告Y2、及び被告Y3(以下、上記3名の者を合わせて「被告ら3名」という。)が、原告らに対し、宴会の席でセクシャルハラスメント(以下「セクハラ」という。)行為をした。これは不法行為に当たるとして、被告ら3名は民法709条により、被告会社は民法715条により、損害賠償責任を負う。また、上記の件に関し原告らからの訴えに対応した被告会社の従業員が原告らに不誠実な対応等を行い、原告らを職場から孤立させのような状況に追い込み、精神的苦痛を与えた。これにより被告会社は雇用契約上の債務の不履行による損害賠償責任を負うとした。

まずは、主な争点と本件忘年会の席上でどのような行為があつたのか眺めてみましょう。

#### 争点①被告ら3名の不法行為の成否について

まず、忘年会における被告ら3名の行為及びその後の事情についてみると、つぎの事実が認められる。被告ら3名は原告らに対し、平成13年12月14日、本件忘年会の席で、次のとおりの行為を行つた。

(ア)原告X1に対する行為  
被告Y1は、原告X1(昭和23年○月○日生)に対し、いきなり背後から原告X1の腰に両足を巻き付け(以下、同様の行為をカニばさみという。)、原告X1の腋の下から両手を回して抱き付き、被告Y2も、被告Y1の勧めに同意して、原告X1の正面からその腰を両足で挟み、被告Y1と被告Y2が原告X1を前後から挟み付けるサンディイッチの状態にした。被告Y3は、宴会場の廊下で他の外交員達と立ち話をしていた原告X1に対し、「X1ちゃんマン」と言つて抱き付いた。原告X1が拒絶すると、被告Y3は、原告X1に対し「なんでわしじやいけんのか。」と言い、さらに原告X1から「やめてえ。」と言われたため、右足で原告X1の左脚太腿を蹴り上げた。原告X1は、被告Y3に蹴られて、痛そうにそのままの場にしゃがみ込んだ。：

お酒の入る宴席では、セクハラやパワハラが起りやすく、判例も多く見受けられます。年末年始は忘年会新年会シーズンとなりお酒の席が増えますが、今回の判例にあるように悪ふざけ、騒ぎ過ぎを自重し、お互い気持ちの良い宴席とされることが望まれます。お酒は愉しく呑みたいものです。

(以下2月号に続く)